

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービス

短期利用居宅介護 重要事項説明

1. 事業者概要及び当社の概要

事業者名および指定番号	小規模多機能型居宅介護 こやわた 1492300114号
所在地・電話・FAX	小田原市小八幡3-2-15 電話 0465-44-4166 FAX 0465-44-4167
名称及び法人種別	有限会社 前田介護相談所
代表者・連絡先	前田 程一 Tel 0465-66-0181
サービス提供地域	小田原市
事業所の種類	地域密着型サービス 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

2. ご利用事業所の職員体制

職種	人員及び氏名		
	管理者	高橋 辰美	
計画作成者	高橋 辰美 (介護支援専門員)		
介護従業者	専従	常勤 0名	非常勤 0名
	兼務	常勤 7名	非常勤 10名
看護従事者	専従	常勤 0名	非常勤 2名

3. 事業所の運営方針

1. 当事業所において提供する小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。
2. 利用者が自宅及び住み慣れた地域での生活を継続する事ができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて通いサービス・訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせることにより柔軟なサービス提供を行う。
3. 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。
4. 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
5. 利用者の要介護状態の軽減または悪化防止に資するよう、その目標の設定、変更を適宜行う。
6. 提供する小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の提供するサービスの質の評価（自己評価）を自らが行い、それらの結果を市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表し、常に改善を図る。

4. 開設年月 平成23年6月1日

5. 登録定員 29人（通いサービス定員18人、宿泊サービス定員7人）

6. 居室の概要及び居室整備内容

居室・整備の種類	面積	室数	備考
個室	8.0㎡～10.0㎡	5部屋	1.2.3.4.5号室
洋室（レクリエーションルーム）	19.8㎡		
食堂	17.67㎡		
台所	9.0㎡		
洋間	19.7㎡		兼宿泊室2人用
浴室・洗面所	8.6㎡		
トイレ 3か所	2.9㎡		

7. 事業実施地域及び営業時間

①通常の事業の実施地域

小田原市

②営業日及び営業時間

営業日 年中無休

通いサービス	(基本時間) 9:00 ~ 18:00
宿泊サービス	(基本時間) 18:00 ~ 9:00

受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

8. 職員の配置状況

職 種	職員数	常勤換算	指定基準	職務の内容
管理者	1名（兼務）	0.1名	1名	業務内容調整
計画作成担当者	1名（兼務）	0.1名	1名	サービスの調整・相談業務
看護職員	1名	0.4名	1名	健康チェック等の医務業務
介護職員	6名以上 通い定員18名	10.2名	日中 3:1 +1	日常生活の介護・相談業務

(主な職種の勤務体制)

職 種	勤務体制
介護職員	勤務時間と配置人員 A 8:00～17:00 1名 B 9:00～18:00 4名 C 9:30～18:30 1名 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
夜勤職員	夜勤 17:00～翌9:00 1名
当直職員	当直 18:00～翌8:00 1名

9. 当事業所が提供するサービスと利用料金

※短期小規模多機能型居宅介護は利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めることになっています。

①介護保険の給付の対象となるサービス

通いサービス	事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活の世話や機能訓練を提供します。
宿泊サービス	宿泊サービス事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

※サービス利用料金は別紙を参照してください。

②利用料金のお支払方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、原則として翌月10日頃にご請求しますので、翌月20日までに、原則として以下のいずれかの方法で支払下さい。

ア、事業所窓口での現金支払い（お釣りのないようにご協力お願いします。）

イ、下記指定口座への振込み（振込手数料はご契約者のご負担となります。）

さがみ信用金庫 寿町支店 普通口座 0159018

有限会社 前田介護相談所 取締役 前田 程一

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

②個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業者は、前項の規定にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を以下のために、必要最小限の範囲内で使用・提供、または収集します。

○利用者に関わる居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護計画の立案や円滑なサービス提供のために、実施されるサービス担当者会議での情報提供。

○介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整。

○利用者が医療サービスの利用を希望している場合、及び主治医の意見を求める必要がある場合。

○利用者の容態の変化にとまらぬ、緊急連絡を必要とする場合。

11. 身体拘束の禁止

原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行わない事を約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により、拘束せざるを得ない場合には、事前にご利用者及びそのご家族に説明をし同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 虐待の防止に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。 虐待防止に関する担当者： 管理者 高橋 辰美
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 従業員にはハラスメント防止に関する研修を行います。
- (3) 利用者及びその家族等が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。
- (4) 不要なトラブルを防ぐために職員がご自宅訪問時にご家族様が在宅されている場合は、簡単なご挨拶程度のお顔出しをお願いします。
- (5) ハラスメントと判断される行為があった場合は、関係機関への連絡、相談の上、契約を解除させていただくことがございます。

14. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

15. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口 小規模多機能型居宅介護 こやわた	苦情受付窓口（担当者） 管理者 高橋 辰美 ご利用時間 9：00～18：00 月曜日～日曜日 ご利用方法 電話 0465-44-4166 所在地 小田原市小八幡3-2-15
小田原市高齢介護課介護給付係	ご利用時間 平日 8：30～17：15 ご利用方法 電話 0465-33-1827 所在地 小田原市荻窪300
神奈川県国民健康保険 連合団体	ご利用時間 平日 8：30～17：15 専用電話 0570-022-110 045-324-3442

16. 運営推進会議の設置

当事業所では小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置します。

<p>〈運営推進会議〉</p> <p>構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等。</p> <p>開催：隔月で開催</p> <p>会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。</p>

17. 協力医療機関等

事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関や介護施設を協力医療機関・施設として連携体制を整備しています。

医療機関の名称	みつぼしクリニック	洲脇歯科医院
所在地	足柄上郡中井町北田525	小田原市扇町2-23-1
電話番号	0465-80-0404	0465-35-0303
診療科目	内科・皮膚科・心療内科・放射線科	歯科診療

18. 非常火災時の対応

非常火災時は別途定める消防計画に則って対応を行います。また避難訓練を年2回、ご契約者も参加して行います。

〈消防用設備〉

- ・自動火災報知機
- ・スプリンクラー
- ・非常通報装置
- ・消火器
- ・煙感知器

19. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

20. サービス利用にあたっての留意事項

- サービスの利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金は、自己の責任で管理してください。
- 事業所での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。